

文部科学省科学技術・学術政策研究所及び国立研究開発法人科学技術振興機構の有する科学技術政策に係る情報の相互利用に関する覚書

文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下「甲」という。）と国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「乙」という。）は、調査研究及び業務の効果的かつ効率的な遂行に資するために、両機関が有する科学技術政策に係る情報の相互利用を進めることを目的として、以下のとおり覚書を締結する。

（対象情報）

第1条 本覚書に基づき相互利用を行う情報は、次に掲げる科学技術政策に係る情報のうち、甲乙の合意により決定する情報（以下「提供情報」という。）をいう。ただし、統計法その他の法令の適用を受ける情報及び第三者との契約等により提供に条件が付されている情報は、当該法令又は条件が、本覚書に優先する。

一 甲が、調査研究に使用する目的で収集し、加工し又は生産して所有する情報（集計データ、アルゴリズムを含む。）。

二 乙が、業務遂行に伴い入手又は生産した情報。ただし、乙が保有する情報資産については、平成27年9月7日に締結した「国立研究開発法人科学技術振興機構の所有する情報資産の利用に関する覚書」に従うこととし、本覚書の対象外とする。

（情報の提供）

第2条 甲又は乙のうち、相手方の有する情報の提供を希望する者（以下「申請者」という。）は、対象情報、利用目的、利用者、管理責任者、及び利用期間等を特定して「データ利用申請書」（様式1）により相手方に申請する。

2 申請に基づき、甲乙が協議して提供情報その他の必要事項を特定し、申請を受けた者（以下「情報提供者」という。）は、「回答書」（様式2）により、情報提供の可否及び提供の条件等を申請者に回答する。

（提供情報の利用）

第3条 申請者は、「回答書」に記載された利用目的の範囲内で提供情報を利用する。利用目的又は利用者を変更する場合には、申請者は、事前に情報提供者の書面による承諾を得なければならない。

2 管理責任者は、提供情報及び利用者を適切に管理し、利用期間を遵守するとともに利用終了時には提供情報の処置に責任を負う。管理責任者を変更する場合には、申請者は書面により情報提供者に事前に届け出るものとする。

3 「回答書」に記載された内容のうち、前2項に定める以外の事項を変更する必要がある場合には、甲乙の書面による合意により変更する。

(非保証)

第4条 情報提供者は、提供情報に関して内容の正確性、特定の目的への適合性及び真実性有無、その他一切について保証しない。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本覚書に基づいて入手した提供情報のうち情報提供者が非公開情報に指定した情報を第三者に対して提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、情報提供者が当該情報を自ら公開又は開示した後は、非公開情報の指定から除外する。

2 前項に定める第三者とは、申請書に記載する管理責任者及び提供情報の利用者以外の者をいう。

3 甲及び乙は、提供情報について、善良な管理者の注意をもって当該情報の機密性に応じた適切な保護対策を講じるとともに、管理責任者が秘密保持に関する責任を負う。

(成果の提供、公表)

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める回答書において明示した条件に反しない限り、提供情報から得られた成果を、事前に情報提供者に報告のうえ、第三者に提供又は公表することができる。この場合、公表する成果には、甲又は乙の情報を利用した旨を表示する。

2 甲及び乙は、毎年度、提供情報に基づく成果と提供情報の利用状況をとりまとめ、翌年度の5月末までに相互に報告する。

(終了)

第7条 申請者が、提供情報の利用を終了した時は、情報提供者に返却又は情報提供者の承認を得て破棄し、その旨を情報提供者に報告する。

(個別覚書)

第8条 甲及び乙は、第2条第2項に定める回答書とは別に必要に応じて、特定の情報の提供に関し、個別覚書を締結することができる。

(協議事項)

第9条 本覚書に基づく提供情報の利用について疑義が生じた場合、又は本覚書に定めのない事項は、甲及び乙は誠意をもって協議し、問題を解決するものとする。

(事務窓口)

第10条 第6条第2項に定める報告及び前条に定める協議に係る事務窓口は、

甲にあつては企画課に、乙にあつては経営企画部に置くものとする。

(有効期間)

第11条 本覚書は、甲乙覚書正文に捺印した日をもって発効し、その有効期間を平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までにいずれの当事者からも更新しない旨の書面による意思表示が無い場合は、本覚書は自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が署名・捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年6月1日

甲： 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 科学技術・学術政策研究所長
加藤 重治

乙： 埼玉県川口市本町4-1-8
国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長
濱口 道成

様式 1

年 月 日

データ利用申請書

(担当者 所属・役職・氏名) 殿

(担当者 所属・役職・氏名) ㊞

平成 29 年 5 月 〇 日締結の「文部科学省科学技術・学術政策研究所及び国立研究開発法人科学技術振興機構の有する科学技術政策に係る情報の相互利用に関する覚書」に基づき情報の提供を希望しますので、以下のとおり申請します。

提供を受けた情報は、当該情報の機密性に応じて適切に保護します。

成果を公表する場合は、事前に報告します。

対象情報	
利用目的	
利用者	(全員の所属と氏名を記載)
管理責任者	
利用期間	
利用終了時の処置	
その他の条件等	

様式 2

年 月 日

回 答 書

(担当者 所属・役職・氏名) 殿

(担当者 所属・役職・氏名) ㊞

申請された下記対象情報の提供はいたしません。

(理由 :)

下記対象情報を以下の要領で提供します。

対象情報	
利用目的	
利用者	(全員の所属と氏名を記載)
管理責任者	
利用期間	
利用終了時の処置	
その他の条件等	